

## 住民監査請求および監査結果の概要

滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務委託に係る損害賠償等を求める住民監査請求について

請求日 令和8年4月1日

結果通知日 令和8年5月26日

### 請求の概要

県は、令和7年4月1日付けで(株)滋賀銀行と滋賀県立高等学校授業料等の徴収および収納に関する事務処理業務委託契約(以下「本件契約」という。))を締結した。

- 1 本件契約に係るPTA会費徴収事務は、法律上の職務ではないため、内規により職員に従事させることは、地方公務員法(以下「地公法」という。)第35条(職務専念義務)に反し、違法・不当である。
- 2 公費である授業料だけでなく、私費である学校預かり金および団体徴収金(PTA会費)を不可分一体で徴収するものであり、令和7年度からは国の「高等学校等就学支援金制度」の所得制限撤廃に伴い授業料の徴収対象者が極小化しているにもかかわらず、PTAという私的団体の会費徴収のために本件契約を締結することは、地方自治法(以下「地自法」という。)第2条第14項(最少経費で最大効果)に反し、違法・不当である。  
以上のことから、県が支出した委託料4,714,287円のうち、PTA会費徴収事務に相当する費用について、損害賠償等の措置を求める。

※請求人が主張する違法・不当理由のうち、「③任意加入原則を無視した不当なPTA会費徴収行為への関与」については、主としてPTAの入会申込書による意思確認という、非財務会計行為を問題とする主張であるため、監査の対象から除外している。

また、請求人は、PTA会費徴収・収納事務に従事する職員の人件費相当額についても不当な支出としているが、職員に対する人件費の支出行為については、請求書および事実証明書から、個別的、具体的に摘示しているものと認めることができないため、監査の対象から除外している。(却下)

### 監査結果の概要 一部却下、一部棄却

#### 1 地公法第35条(職務専念義務)関係

PTA会費徴収事務は、地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められ、指揮監督が学校事務職員に対して及んでいることから地公法第35条に違反しない。

詳細

PTAは社会教育関係団体(社会教育法第10条参照)であり、学校教育を補完し、学校の適切かつ円滑な運営に寄与する組織として、学校と密接な関連性を有する(同法第3条第3項参照)団体であることは明らかである。また、例えば学校行事の運営支援、地域の安全パトロール等のPTAの活動は、学校および地域における教育環境の改善・充実に寄与する役割を果たしており、活動によりもたらされる利益

は、団体の構成員だけでなく、学校全体、地域社会にも及ぶため、PTAは一定の公益性・公共性を有する団体であると評価できる。さらに、PTA会費の一部については、団体の申出により、学校の管理運営・教育活動に要する経費として、学校の支援に使われてきた経緯があることから、PTA会費およびその徴収事務は一定の公益性・公共性を有する事務と認められ、地方公共団体の事務である授業料の徴収事務と一体として行われていることも踏まえると、地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められるといえる。

会費徴収事務は各PTA会長から各学校長に委任され、事務分掌にも位置付けられ、校務掌理権を有する学校長の指揮監督が、学校事務職員に対して及んでいるといえ、単に内規で定めていることだけをもって直ちに違法・不当の問題が生じるわけではない。

以上より、地公法第35条に違反しない。

## 2 地自法第2条第14項（最少経費で最大効果）関係

契約を締結した県の判断が全く事実の基礎を欠き、または社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとは認められず、地自法第2条第14項に違反しない。

### 詳細

PTA会費等の団体徴収金を授業料と一体的に徴収するか否かも含め、そもそも学校徴収金をどのような方法で徴収すべきかについては、学校の管理・運営および教育活動に及ぼす影響、徴収行為に係る学校職員の事務負担の軽減、保護者の利便性等、総合的・政策的見地からの判断が必要であり、県の合理的裁量に委ねられていると解するところ、本件契約の目的は、学校事務職員の負担の軽減、保護者の利便性の向上を図る点にあり、学校徴収金の徴収・管理は地方公共団体で担うべきという文部科学省の指針の趣旨にも沿うことから、本件契約を締結した県の判断に合理性を欠く点は認められない。

高等学校等就学支援金制度において所得制限が撤廃されたのは令和8年度からであり、令和7年度においては、「高等学校等就学支援金」の支給対象でない者に「高校生等臨時支援金」を支給することにより、高校等の授業料は実質的に無償化されたが、上記、本件契約の目的から、授業料の徴収対象者が極めて少なくなっても、学校徴収金に係る徴収事務は引き続き行う必要があるとして、契約を締結した県の判断に合理性を欠く点は認められない。

以上より、契約を締結した県の判断が全く事実の基礎を欠き、または社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとは認められず、地自法第2条第14項に違反しない。

### 【意見】

近年、文部科学省から、学校徴収金の徴収等について、学校現場の負担軽減の観点から、地域の実情に応じて、適切な推進方策を検討するよう求められている。

今回の監査の中でも、県教育委員会から、現行の契約は令和8年度末で終了する予定のため、学校徴収金の徴収方法について、新たに検討する必要がある旨回答があったところである。

については、令和9年度以降の学校徴収金の徴収方法のあり方については、PTAをめぐる昨今の社会情勢の変化も踏まえ、関係団体とも密に調整しながら、県教育委員会において丁寧に検討されたい。